



各 位

平成 29 年 3 月 24 日

会 社 名 株式会社ワキタ
代表者名 代表取締役社長 脇田 貞二
(コード番号 8125 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 小田 俊夫
(TEL. 06-6449-1901)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 3 月 24 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 5 月 25 日開催予定の当社第 57 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。

当社は、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実及びさらなる企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第 34 条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条(自己の株式の取得)及び現行定款第 35 条(中間配当)を削除し、現行定款第 34 条(剰余金の配当の基準日)について所要の変更を行うものであります。

(3) 上記各条文の新設、変更及び削除に伴う条数の整備、字句の修正、現行の規定内容を明確にすることその他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 29 年 5 月 25 日(予定)
定款変更の効力発生日	平成 29 年 5 月 25 日(予定)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 } { (条文省略) 第3条 }</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役会 のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 } { (条文省略) 第6条 }</p> <p>(自己の株式の取得)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 } { (現行どおり) 第3条 }</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役会 のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 } { (現行どおり) 第6条 }</p>
<p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の 規定により、取締役会の決議によっ て市場取引等により自己の株式を取 得することができる。</u></p> <p>第8条 } { (条文省略) 第18条 }</p>	<p>(削 除)</p> <p>第7条 } { (現行どおり) 第17条 }</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とす る。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任 する。</p> <p>2. } { (条文省略) 3. }</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員であ る取締役を除く。</u>) は、<u>10</u>名以内とす る。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役 は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締 役とそれ以外の取締役とを区別し て、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. } { (現行どおり) 3. }</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 <u>当会社を代表する取締役並びに取締役社長およびその他の役付取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p><u>2. 代表取締役は、会社の業務を執行する。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>2. 取締役会は、その決議によって取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(取締役会)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p>3. <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集手続)</p> <p><u>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に</u> <u>対し会日の3日前までに発する。</u> <u>ただし、緊急の場合はこれを短縮</u> <u>することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役全員の同意があるときは、</u> <u>招集の手続きを経ないで取締役会を</u> <u>開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議)</p> <p><u>第24条 取締役会の決議は、議決に加わる</u> <u>ことができる取締役の過半数が出席</u> <u>し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第370条の要件</u> <u>を充たしたときは、取締役会の決議</u> <u>があつたものとみなす。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の委任)</p> <p><u>第25条 取締役会は、会社法第399条の13</u> <u>第6項の規定により、その決議によ</u> <u>って重要な業務執行（同条第5項各</u> <u>号に掲げる事項を除く。）の決定の全</u> <u>部または一部を取締役に委任するこ</u> <u>とができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第26条 取締役会に関する事項は、法令ま</u> <u>たは本定款のほか、取締役会におい</u> <u>て定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p>	(削 除)
<p>(監査役の員数)</p>	
<p><u>第 26 条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役の選任)</p>	
<p><u>第 27 条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3. 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役の任期)</p>	
<p><u>第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p>(常勤の監査役)</p>	
<p><u>第 29 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知)</p>	
<p><u>第 30 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(報酬等)	
<p><u>第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
(監査役の責任限定契約)	
<p><u>第 32 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削 除)
(新 設)	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
(新 設)	(常勤の監査等委員)
(新 設)	<p><u>第 29 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新 設)	(監査等委員会の招集手続)
(新 設)	<p><u>第 30 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新 設)	(監査等委員会の決議)
(新 設)	<p><u>第 31 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	(監査等委員会規程)
(新 設)	<p><u>第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
第 33 条 (条文省略)	第 33 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 34 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。 (新 設)</p> <p>2. <u>前項</u>のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当) 第 35 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月 31 日を基準日として、中間配当をすることができる。</u></p> <p>第 36 条 (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) <u>第 34 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 35 条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。</u></p> <p>3. <u>前 2 項</u>のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p>

以 上